

奈良県協働推進センター 運営協議会構成団体の募集について

奈良県では、NPOと行政との協働の推進をめざして、平成24年4月から郡山総合庁舎(旧片桐高校)に「奈良県協働推進センター」(以下「センター」という。)を開設し、センターを拠点に協働事業を積極的に推進する、運営協議会構成団体を下記のとおり募集しています。

1. 趣旨

センターは、①NPOと行政の協働の推進、②NPO活動の支援を目的として設置するものであり、協働推進センター運営協議会(以下、「運営協議会」という。)が中心となり、積極的にセンターを活用することにより、賑わいと活気のある場に盛り上げていくよう、運営協議会構成団体(NPO法人、任意団体を問いません)を募集します。

2. センターの場所及び名称

場所：大和郡山市満願寺町60 郡山総合庁舎(旧片桐高校) 4階

名称：奈良県協働推進センター

※センターに県職員は常駐しません。使用責任者が必要な時に開錠し、責任を持って使用するスペースです。

3. 募集の概要

(1)募集期間：随時

(2)募集团体：センターの設置目的を理解し、参加を希望するNPO団体等のうち5.(2)の要件を満たす団体。

(3)活動内容：

①センターを活用した事業の実施等

ア)運営協議会が行う事業(協議会事業)の企画・実施

イ)県と運営協議会の構成団体が共催で行う事業(共催事業)の企画・実施

ウ)県が主催して行う事業(県主催事業)への協力

エ)運営協議会の構成団体が行う事業(団体主催事業)の実施

②定例運営協議会の開催

月1回、定例運営協議会を開催し、協議会としての協働事業等の企画を行うと共に、センターで行う事業に係るスケジュール等の調整を行う。

※センターの使用方法は、奈良県協働推進センター運営事務要項に記載のとおりとします。

※協議会事業や団体主催事業にかかる経費は実施する協議会やNPO等団体の負担とします。

※協議会構成団体には、1団体につき3名を限度に使用者登録証を発行し、センター使用の際は、使用責任者として鍵の貸出や返却、部屋や備品の管理、清掃等、使用全般に責任をもって頂きます。

4. 応募方法

応募申請書(様式1)を、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課 へて1部提出して下さい。

5. 審査

(1)青少年・社会活動推進課が応募申請書にもとづき書類審査を行います。(提出書類について、電話又は面接で確認する場合があります)

(2)選定基準：次の各号を満たす団体から総合的に評価し、選定します。

①団体要件

ア)県内に事務所を有する団体であること(NPO法人、任意団体を問いません)

イ)営利を目的としない団体であること

ウ)宗教活動を主たる目的としない団体であること

エ)政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない団体であること

オ)特定の公職者若しくは公職の候補者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体であること

カ)暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと

②設置目的への賛同と協調行動

設置目的に賛同し、他の運営協議会の構成団体と協調した行動ができること。また、これらの活動を継続して行うための能力を有すること。

③センターでの事業の企画運営への積極的関与

センターでの事業の企画・運営に積極的に関わり、センターを賑わいと活気ある場に盛り上げること。

④構成団体の資格の取り消し

上記の要件等を満たさなくなった場合及び長期間にわたって運営協議会の会議に参加しない場合は構成団体の資格を取り消すことがあります。

(3)審査結果の通知：随時、各応募者に通知します。

6. その他

・採択された団体には3枚を限度に「協働推進センター使用者登録証」を交付します。つきましては採択後、速やかに登録証作成のため責任者(3名まで)の顔写真をご提供頂きます。

7. 問い合わせ・応募先

〒630-8501奈良市登大路町30番地 奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課 協働推進係
TEL：0742-27-8713(直通)／FAX：0742-27-9574 e-mail：chiiki@nvn.pref.nara.jp